

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護さくら 重要事項説明書

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供開始にあたり、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日付け厚生労働省令第34号）第157条により準用する同基準第9条の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 事業者の名称 | 社会福祉法人 横手福祉会 |
| (2) 事業者の所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 事業者の法人種別 | 社会福祉法人 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木 兼光 |
| (5) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (6) FAX番号 | 0182-38-8035 |

2 ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム さくら |
| (2) 施設の所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 施設長（管理者）氏名 | 大山 育子 |
| (4) 施設の種別 | 特別養護老人ホーム |
| (5) 介護保険事業所指定 | 種類：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
番号：横手市 0590300158号 |
| (6) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (7) FAX番号 | 0182-38-8035 |

3 ご利用施設の併設事業所

- | | |
|---------------|--|
| ① (1) 施設の種別 | 老人短期入所施設 |
| (2) 介護保険事業所指定 | 種類：短期入所生活介護・
介護予防短期入所生活介護 定員20人
番号：横手市 0570318386号 |
| (3) 電話番号 | 0182-38-8033
0182-38-8073 |
| (4) FAX番号 | 0182-38-8035 |
| ② (1) 施設の種別 | 老人デイサービスセンター |
| (2) 介護保険事業所指定 | 種類：地域密着型通所介護・第1号通所事業
定員18人
番号：横手市 0570318378号 |

- (3) 電話番号 0182-38-8033
 (4) FAX番号 0182-38-8035

4 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

(2) 施設運営の方針

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

5 施設の概要

(1) 構造等

- 敷地 2,658.06㎡
 建物：構造 木造2階建（耐火建築）
 ：延べ床面積 2,658.06㎡（うち特養1,394.25㎡）
 ：利用定員 29人

(2) ユニット

居室・設備の種類	室数	面積	備考
サルビアユニット（個室）			
居室（個室）	10室	136㎡	1室13.6㎡
共同生活室	1室	30.8㎡	
浴室	1室	15.3㎡	
便所	10室	120㎡	1室12㎡
クローバーユニット（個室）			
居室（個室）	10室	136㎡	1室13.6㎡
共同生活室	1室	31.7㎡	
浴室	1室	15.3㎡	
便所	10室	120㎡	1室12㎡
ラベンダーユニット（個室）			
居室（個室）	9室	122.4㎡	1室13.6㎡
共同生活室	1室	31.7㎡	
浴室	1室	15.3㎡	
便所	10室	108㎡	1室12㎡

(3) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
便所(ユニット除く)	1室	12.2㎡	
機械浴室	1室	15.7㎡	特殊浴槽
医務室	1室	8.8㎡	
調理室	1室	42.05㎡	
洗濯室	1室	16.3㎡	
汚物処理室	2室	4.0㎡	
介護材料室	4室	3.4㎡	

6 職員体制(主たる職員)

- (1) 施設長 1人(常勤 短期入所・特定施設と兼務)
- (2) 医師 1人(非常勤)
- (3) 介護支援専門員 1人以上
- (4) 生活相談員 1人以上
- (5) 介護職員 15人以上
- (6) 看護職員 1人以上
- (7) 管理栄養士 1人
- (8) 機能訓練指導員 1人以上(看護職員兼務)
- (9) 事務職員 1人以上
- (10) 調理員 4人以上

7 職員の勤務体制

- (1) 施設長: 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
- (2) 医師: 週1日 13:00~16:00の勤務
- (3) 生活相談員: 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
- (4) 看護職員: 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えるオンコール体制をとっております。
- (5) 介護職員
早番(7:00~16:00)
日勤(8:30~17:30 ほかに8:00~20:00の間の8時間)
遅番(13:00~22:00)
夜勤(22:00~7:00)
- (6) 栄養士: 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
- (7) 介護支援専門員: 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務

8 施設サービスの概要

- (1) 介護保険給付サービス

【食事】・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用

者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

【排泄】・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

【入浴】・入浴又は清拭を週2回行います。

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

【離床、着替え、整容等】

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
- ・シーツ交換は、週1回実施します。

【機能訓練】・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【健康管理】・嘱託医師、看護職員により健康管理に努めます。

- ・医療が必要と判断された場合は、速やかに通院もしくは入院していただきます。この場合はご利用者またはご家族の判断と責任も必要となります。
- ・緊急の場合には、ご家族等関係者と連携の上、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。

(当施設の嘱託医師)

医師：西成 忍

診療科：内科、外科

診察日：毎週火曜日 13:00～16:00

【相談及び援助】・当施設は、ご利用者及びそのご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員

【社会生活上の便宜の提供】

- ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
- ・主なレクリエーション行事
新年会・節分・夏祭り・敬老会・クリスマス会・忘年会等
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

(2) 介護保険給付外サービス

【理容】・理美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

【日常生活品の購入代行】

- ・ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。

【金銭管理】 ・ご利用者の希望により、貴重品の管理等を行います。

管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金

お預かりできるもの：現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等

収納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者：施設長・事務局長

(3) 身体的拘束及び行動制限

事業者及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

(4) 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、状況に応じて横手市及び秋田県平鹿地域振興局福祉環境部へ速やかに報告いたします。

(5) 緊急時の対応

サービス提供中に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(6) 衛生管理等について

- ・施設の用に供する施設、食器、その他の整備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じます。
- ・施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9 利用料金

(1) 介護保険対象サービス利用料

	要介護度	単位	利用料	利用者 1割 負担額	利用者 2割 負担額	利用者 3割 負担額	備考
基本部分	要介護1	1日	6,610円	661円	1,322円	1,983円	
	要介護2	1日	7,300円	730円	1,460円	2,190円	
	要介護3	1日	8,030円	803円	1,606円	2,409円	
	要介護4	1日	8,740円	874円	1,748円	2,622円	
	要介護5	1日	9,420円	942円	1,884円	2,826円	
加算部分	初期加算(30日限度)	1日	300円	30円	60円	90円	入居から30日以内の期間。30日以上の入退院後の再入居も同様
	安全対策体制加算 (入居時のみ)	1回	200円	20円	40円	60円	外部研修を受けた担当者を配置。安全対策部門を設置する等体制がある
	日常生活継続支援加算	1日	460円	46円	92円	138円	施設として入居者の方の介護度などの要件を満たす
	夜勤職員配置加算Ⅱイ	1日	460円	46円	92円	138円	夜勤職員を基準以上に配置
	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日	30円	3円	6円	9円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の入居50%以上。専門的な研修を受けた職員を配置
	看護体制加算(Ⅰ)イ	1日	120円	12円	24円	36円	常勤看護師を1名以上配置
	看護体制加算(Ⅱ)イ	1日	230円	23円	46円	69円	看護職員を常勤換算法で2名以上配置
	栄養マネジメント強化加算	1日	110円	11円	22円	33円	管理栄養士配置。入居者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理を行う

入院または外泊の加算 (6日まで)	1日	2,460円	246円	492円	738円	外泊または入院時に適用、初日及び最終日は算定不可
看取り介護体制加算 〔死亡日前31日以上 45日以下〕	1日	720円	72円	144円	216円	看取り介護体制の構築・強化あり
看取り介護体制加算 〔死亡日前4日以上 30日以下〕	1日	1,440円	144円	288円	432円	看取り介護体制の構築・強化あり
看取り介護体制加算 〔死亡日の2日又は3日〕	1日	6,800円	680円	1,360円	2,040円	看取り介護体制の構築・強化あり
看取り介護体制加算 〔死亡日〕	1日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円	看取り介護体制の構築・強化あり
排せつ支援加算 I	1月	100円	10円	20円	30円	入居者毎に6か月に1回、排せつ状況を評価・確認し支援計画を作成している
褥瘡マネジメント加算	1月	300円	30円	60円	90円	入居者毎に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価。その後3ヵ月毎に評価し、結果を厚生労働省に提出。
科学的介護推進体制加算	1月	400円	40円	80円	120円	入居者毎の基本情報を厚生労働省に提出。フィードバックを受けサービス計画等見直し活用している
再入所時栄養連携加算	1回	4,000円	400円	800円	1200円	入院後、入居時と大きく異なる栄養管理が必要で、医療機関の管理栄養士と連携し調整を行った場合
介護職員処遇改善加算	1ヵ月	注1		注1-2	注1-3	介護サービス費と加算に対して一律8.3%を上乗せ

介護職員等特定処遇改善加算	1ヵ月	注2	注2-2	注2-3	現行加算を除いた1ヵ月の総単位数に2.7%を乗じる。介護職員等の更なる処遇改善を目的
---------------	-----	----	------	------	--

- ※ 該当する加算が算定されます。
- ※ 注1：1ヵ月の総単位数に8.3%を乗じた額
- ※ 注2：現行加算を除いた1ヵ月の総単位数に2.7%を乗じた額
- ※ 注1-2及び2-2：「注1」及び「注2」で算出した2倍の額
- ※ 注1-3及び2-3：「注1」及び「注2」で算出した3倍の額

(2) 居住費及び食費（日額）

利用者負担区分	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階
居住費（1日あたり）	820円	820円	1,310円	2,006円
食費（1日あたり）	300円	390円	①：650円 ②：1,360円	1,445円

- ※ 第1段階～第4段階の区分は、利用者の所得階層による区分
 - ・第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
 - ・第2段階 市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方など
 - ・第3段階 市町村民税世帯非課税であって第2段階該当者以外の方など
 - ①：年金収入等80万超120万以下
 - ②：年金収入等120万超
 - ・第4段階 上記に該当しない方
- ◎一食ごとの値段：朝食385円 昼食530円 夕食530円
 （留意事項にもありますが、滞在中に食事が不要な場合は、前日までお申し出ください）

(3) 日常生活費等

- ・理美容代：実費
- ・電気製品使用料（1ヵ月）：1,250円（5機種まで）
 - ※6機種以上使用の場合、1機種につき250円（税込）増額します。
 - *電化製品：テレビ・CDラジカセ・加湿器・電気毛布・電気ストーブ・扇風機・空気清浄機・冷蔵庫・携帯電話など
- ・管理料（1ヵ月）：500円
- ・レクリエーション材料費、日常生活上必要な物品の購入費：実費

(4) その他の費用

FAX送信料・コピー代（1枚につき）：20円

(5) 利用料金の支払方法

利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

・窓口での現金支払

・指定口座への振り込み：秋田銀行 横手条里支店 普通預金 629314
北都銀行 横手駅前支店 普通預金 1157220
JA秋田ふるさと 本店 0004036

・指定口座からの引き落とし：秋田銀行・北都銀行・JAあきたふるさと

10 苦情等申立先

(1) 事業者の苦情受付窓口

窓口担当者 生活相談員

ご利用時間 月曜日から土曜日 9:00～17:00

苦情受付ボックス（玄関に設置）

(2) 事業者以外の苦情受付機関

横手市役所 高齢ふれあい課 介護保険係	所在地 秋田県横手市中央町8-2 本庁舎内4階 電話番号 0182-35-2134 FAX 0182-32-9709 受付時間 平日 8:30から17:15
秋田県 国民健康保険 団体連合会	所在地 秋田県秋田市山王4丁目2-3 市町村会館4階 電話番号 018-883-1550 FAX 018-883-1551 受付時間 平日 9:00から17:00
秋田県福祉サービス 相談センター	所在地 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 電話番号 018-864-2726 受付時間 平日 9:00から17:00

1.1 第三者評価の有無 (有・無)

1.2 協力医療機関

名称 平鹿総合病院
所在地 秋田県横手市前郷字八ツ口3番1
電話番号 0182-32-5121
内科、呼吸器科、整形外科等

※救急搬送の場合は、地域医療の状況、身体状況等により他の医療機関への搬送になることがあります。

1.3 協力歯科医療機関

名称 石田歯科医院

所在地 秋田県横手市寿町3-2
電話番号 0182-32-2482

1.4 非常災害時の対策

- (1) 防災時の対応 消防計画書
- (2) 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。
- (3) 防火訓練 年2回の消防訓練を実施します。
そのうち1回は消防署の立ち合いにての訓練とします。

1.5 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 人権擁護・虐待防止委員会委員長
- (2) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1.6 秘密保持等

- (1) 事業者および事業者の使用する職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、職員の雇用契約終了後も同様とします。
- (2) ご利用者から予め文書を同意で得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

1.7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

【来訪・面会】・面会時間 10:00～16:00

- ・来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
なお、面会などで嗜好品や身の回りの品を置いていかれる場合、職員に一声お願いいたします。

【外出・外泊】・外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

- ・外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。
- ・なお、外泊期間中も1日ごとに居住費をご負担いただきます。

【食事】・食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は発生しません。

【嘱託医師以外の医療機関への受診】

- ・医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、協力医療機関での優先的な診療
- ・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。診療等に要する費用は、本人負担となります。

※ご自身のご希望で受診する場合は、付添い等の対応は、ご家族でお願い致します。
また、診察結果、処方薬などは職員にお知らせ下さい。

【居室・設備・器具の利用】

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者または代理人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

【喫煙・飲酒】 ・施設内は禁煙です。

- ・飲酒はできません。

【迷惑行為等】 ・騒音等其他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

【所持品の管理】 ・預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【現金等の管理】 ・預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【宗教活動・政治活動】

- ・施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

【動物飼育】 ・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

説 明 日 令 和 年 月 日

説明者職氏名

特別養護老人ホーム さくら 施設長 大 山 育 子 印

生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉
施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

同 意 日 令 和 年 月 日

入居者

住 所

氏 名

印

入居者の代理人

住 所

氏 名

印